

甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター規程

平成 20 年 12 月 12 日
理事会制定

(目的)

第 1 条 この規程は、甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の採用及び就業に関する事項等について定める。

(定義)

第 2 条 コーディネーターとは、マネジメント創造学部の教育目標実現のために、マネジメント創造学部特別英語プログラム（以下「特別英語プログラム」という。）を管理・運営する上で特に必要と認める者で、待遇等について特例の扱いをすることを条件に採用したものをいう。

(職務)

第 3 条 コーディネーターは、マネジメント創造学部長の指示に従い次の職務にあたる。

- (1) 特別英語プログラムに関する教授法の研究並びにカリキュラムの開発に関する業務
- (2) 特別英語プログラムの管理運営及び同プログラム担当教員の指導監督に関する業務
- (3) マネジメント創造学部学生に対する英語授業
- (4) マネジメント創造学部学生の英語力向上に関する相談及び指導
- (5) マネジメント創造学部の学生募集に関する業務
- (6) その他マネジメント創造学部学生の英語力の高度化を目指す上で必要とする業務

(採用条件)

第 4 条 コーディネーターは、次の各号のすべてに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者の中から採用する。

- (1) 英語を母語とする者又はこれに準ずる英語運用能力を有する者
- (2) 大学院 Teaching English as a Second Language 又は Teaching English as a Foreign Language 修士課程を修了した者又はこれに準ずる英語教育能力を有する者
- (3) マネジメント創造学部の教育に理解を有する者
- (4) 英語教育におけるカリキュラム開発及び特別英語プログラムの管理運営に相当の経験を有する者。

(任期)

第 5 条 コーディネーターの任期は、1 年とする。マネジメント創造学部の英語教育上特に必要と認めた場合、1 年ごとに満 60 歳に達する年の年度末まで更新することができる。

(採用手続)

第 6 条 コーディネーターの採用手続は、マネジメント創造学部教授会の議を経て、学長の推薦に基づき、理事長が決定する。

(雇用契約)

第 7 条 コーディネーターの雇用契約は、当該者と学校法人甲南学園との間で、別に定める所定の様式（日本語及び英文で契約し、正文は日本語による契約書とする。）をもつて行う。

2 コーディネーターが、甲南学園就業規則第 14 条に定める事項のいずれかに該当する場合、職務上の義務に違背した場合又は学園の信用を著しく傷つける行為に及んだ場合には、契約を解除することがある。

(待遇等)

第 8 条 コーディネーターの待遇等については、別に定める。

(規程の準用)

第 9 条 就業に関する事項等については、この規程に定めるもののほか甲南学園就業規則第 15 条（解職制限）、第 17 条（休日・休務日）、第 22 条から第 22 条の 3 まで（特別休暇）、第 24 条から第 25 条まで（就業）、第 27 条から第 29 条まで（出張、遅刻、早退及び外出、兼職）、第 36 条から第 44 条まで（懲戒、懲戒の種類、譴責又は減給、停職、諭旨退職又は懲戒解雇、保健衛生、病者の就業禁止、健康診断、災害補償）の規定及びその他関連規程を準用する。

(公表)

第 10 条 この規程の制定及び改廃は、公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、大学会議の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター規程施行細則

平成 20 年 12 月 5 日
常任理事会承認

(目的)

第 1 条 この細則は、甲南大学マネジメント創造学部特別英語プログラムコーディネーター規程に基づき、特別英語プログラムコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の待遇等について定める。

(勤務日及び勤務時間)

第 2 条 コーディネーターの勤務日及び勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日は、原則として 1 週 5 日とする。ただし、行事その他臨時に必要なときは、休日に勤務を命じることがある。
- (2) 勤務時間は、原則として 1 週 40 時間とする。
- (3) 授業担当時間数は、1 週 18 時間とする。

(休日)

第 3 条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 学園創立記念日（4 月 21 日）
 - (4) 冬期休日は、学年暦の定めに基づきその都度定める。
- 2 前項以外に休日が必要としたときは、マネジメント創造学部長を経由して、学長の承認を得て年間 20 日以内の休日を取得することができる。ただし、休日を取得できる期間は 2 月及び 8 月中とする。

(住宅の提供)

第 4 条 住宅については、原則として甲南学園庄屋住宅を提供するものとする。ただし、任期満了後は、速やかに明け渡さなければならない。

2 光熱水費、電話料等については、コーディネーターの負担とする。

(給与等)

第 5 条 コーディネーターの給与等は、次のとおりとする。

- (1) 給与は、年俸制とし、12 回均等払いの月額を、原則として、毎月 21 日（当日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日）に日本国通貨をもって支給する。
- (2) 給与は、年俸 5,000,000 円から 6,700,000 円の範囲で、能力及び経験に応じて、理事長が学長と協議のうえ、その都度定める。ただし、為替レートの変動等により採用に影響が出ると予想される場合は、理事長は学長と協議のうえ、常任理事会に諮り、範囲を超えて額を定めることができる。

- (3) 住宅手当は、自ら居住する住宅を借り受けている者に、月額 75,000 円を限度として家賃相当額を支給する。
 - (4) 通勤手当は、甲南学園通勤手当支給細則に準じて支給する。
 - (5) 超過勤務手当は、18 時間を超えて授業を担当した場合、甲南学園給与規程別表第 15 表①の講師の区分を適用し支給する。
- 2 月の途中においてコーディネーターとして採用された場合又は退職した場合の月額給与は、発令日を基準として、日割り計算で支給する。ただし、死亡による退職に限り、当月分の給与の全額を支給する。
- 3 疾病等により、1 箇月につき 15 日間を超えて勤務できない場合には、月額給与を減額することができる。

(控除)

第 6 条 給与から控除されるものは、所得税等法規で定められたものとする。

(改廃)

第 7 条 この細則の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。